平成２４年（フ）第１５５５６号
埼玉県越谷市東越谷10丁目23番地２
破産者　浜崎工業株式会社
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５５７号
埼玉県越谷市東越谷10丁目23番地２
破産者　濱崎　廣信
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５６８号
千葉県柏市若柴１番地の148
破産者　株式会社佐藤クリーンサービス
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５６９号
千葉県柏市若柴１―148
破産者　佐藤　英彦
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５７１号
東京都練馬区向山４丁目４番29―３号
破産者　株式会社シーケンス
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５７２号
東京都練馬区向山４丁目４―29―３
破産者　中村　健二
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５７７号
東京都新宿区南元町３番地７パインクレスト信濃町101
破産者　有限会社ル・トロン
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５７８号
東京都杉並区高円寺南５丁目35―22　コーポアズマＮＯ１―202
破産者　野島　純一
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５８５号
東京都葛飾区白鳥２丁目３番２号
破産者　有限会社伊勢徳
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５８６号
東京都葛飾区宝町１丁目27―11―205
破産者　石井　徳雄
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５８７号
東京都葛飾区宝町１丁目27―11―205
破産者　石井　文子
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５８８号
東京都葛飾区宝町１丁目27―11―205
破産者　石井　宗徳
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６２３号
東京都台東区台東１丁目14番９号　清水ビル３Ｆ
破産者　株式会社エルタス
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６２４号
埼玉県川口市芝下３丁目39―９―201
破産者　朴　　仁敬
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６２７号
東京都大田区中央８丁目２番20―102号
破産者　有限会社ディフェンスプロジェクト
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６２８号
東京都大田区大森西２丁目11―19―206
破産者　木藤　明子
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１６号
東京都青梅市新町３丁目67―３―101
破産者　新沼　一哉
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２６号
神奈川県相模原市南区相武台団地１丁目１―６―58
破産者　神谷　治彦
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５２号
東京都板橋区成増４丁目16―７―211
破産者　玉井　淳子
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８７号
東京都文京区白山５丁目７―６―501
破産者　一寸木祐二
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８８号
東京都文京区白山５丁目７―６―501
破産者　一寸木由紀子（旧姓井浦）
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９５号
東京都目黒区八雲１丁目１―４―704
破産者　平沼　俊浩
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部